

# ○飯塚市事業継続応援資金融資制度要綱

令和2年5月22日

飯塚市告示第173号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症に起因して地域経済の縮小が続く中、事業継続や雇用維持の取組みを支援することを目的として、休業や倒産の危機に直面しているセーフティネット等認定事業者に対し低利の融資を行うことにつき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セーフティネット等認定事業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第4号及び第5号並びに同条第6項に規定される飯塚市長の認定を受けた事業者をいう。
- (2) 指定金融機関 株式会社福岡中央銀行、飯塚信用金庫、福岡県信用組合、株式会社北九州銀行をいう。

(資金の預託)

第3条 市長は、融資を実施するため、指定金融機関に資金を預託する。

2 指定金融機関は、前項の預託金に自己資金を加え融資する。

(対象者)

第4条 融資対象者は、セーフティネット等認定事業者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、現に事業を営んでいること。
- (2) 市民税(法人にあっては、法人市民税)及び固定資産税の滞納がないこと。
- (3) 雇用維持又は事業継続のため、真に資金を必要としていること。
- (4) 融資を受けた資金の償還及び利子の支払について能力を有すること。
- (5) 福岡県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証対象者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、融資を受けることができない。

- (1) 融資対象者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 融資対象者であるセーフティネット等認定事業者の役員又は従業員若しくは

組合員が暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (3) 融資対象者であるセーフティネット等認定事業者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するとき。

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 融資金額

ア 法人 300万円以内

イ 個人 150万円以内

(2) 融資期間 10年以内(据置期間5年以内)

(3) 融資利率 年0.5パーセント以内

(4) 資金使途 運転資金

(5) 償還方法 原則として、割賦償還とする。

(6) 保証人

ア 法人 原則として、その代表者とする。

イ 個人 原則として、不要とする。

(7) 担保 原則として、無担保とする。

(8) 信用保証 協会の信用保証を付するものとする。

(9) 信用保証料率 セーフティネット等認定事業者を対象とする融資を行うため、0.8パーセント以内とする。

(融資の申込み)

第6条 融資を受けようとする者は、飯塚市事業継続応援資金融資申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 資金計画書

(2) 市町村長の発行する納税証明書

(3) 申告書又は決算書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長、指定金融機関又は協会が必要とする書類

(融資のあっ旋)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、融資の対象、使途その他の事項につき必要な審査を行い、融資することが適当と認めるものについては、融資のあっ旋を行う。

2 融資のあっ旋は、前条の規定により提出された申込書を指定金融機関及び協会に送付する方法により行う。

(融資の決定)

第8条 前条の規定による融資のあっ旋を受けた指定金融機関は、速やかに必要な調査を行い、融資の可否を決定し、申込者及び市長に通知しなければならない。

(融資内容の変更等)

第9条 申込者が資金計画を変更する場合において、当該変更に伴い前条の規定により決定を受けた融資金額その他融資の条件(第3項において「融資金額等」という。)の変更を必要とするときは、申込者は、あらかじめ飯塚市事業継続応援資金融資変更申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、内容を審査し、適当と認めるものについては、当該申込書を指定金融機関及び協会に送付する方法によりその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた指定金融機関は、速やかに必要な調査を行い、融資金額等の変更の可否を決定し、申込者及び市長に通知しなければならない。

(融資の時期)

第10条 指定金融機関は、融資を決定したときは、速やかに融資を行うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(融資決定の取消し)

第11条 指定金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、融資決定を取り消すことができる。

(1) 申込者が借出し手続きを行わないとき。

(2) 手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る。)又は手形交換所による取引停止処分その他の事由により業態の急激な悪化が明らかになったとき。

(3) 申込者が提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(運用状況の報告)

第12条 指定金融機関は、毎月末現在における融資に関する状況を市長に報告しなければならない。ただし、当該月末現在において、融資可能額が融資枠の2分の1以上であるときは、報告を省略することができる。

(協会への報告)

第13条 指定金融機関は、中小企業信用保険法第2条第6項に係る融資をした場合は、半年に一度、協会に対して所定の業況報告書を提出しなければならない。ただし、同項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間(経済産業大臣が1年を限り当該

期間を延長したときは、その延長した期間を含む。)中であるとき、又は保証期間が1年以内であるときは、この限りでない。

2 指定金融機関は、前項ただし書の規定により所定の業況報告書を提出しなかったときは、当該案件に係る代位弁済請求を行う時に、協会に対してその理由を記載した書面を提出しなければならない。

(災害等を受けた者に対する措置)

第14条 市長は、融資を受けている者が天災等の被害を受けたときは、指定金融機関及び協会と協議の上、融資期間を延長することができる。

(様式)

第15条 事業継続応援資金の融資に係る書類の様式は、別に定める。

(補則)

第16条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。